

災 害 時 に 備 え て

(自 主 防 災 計 画)

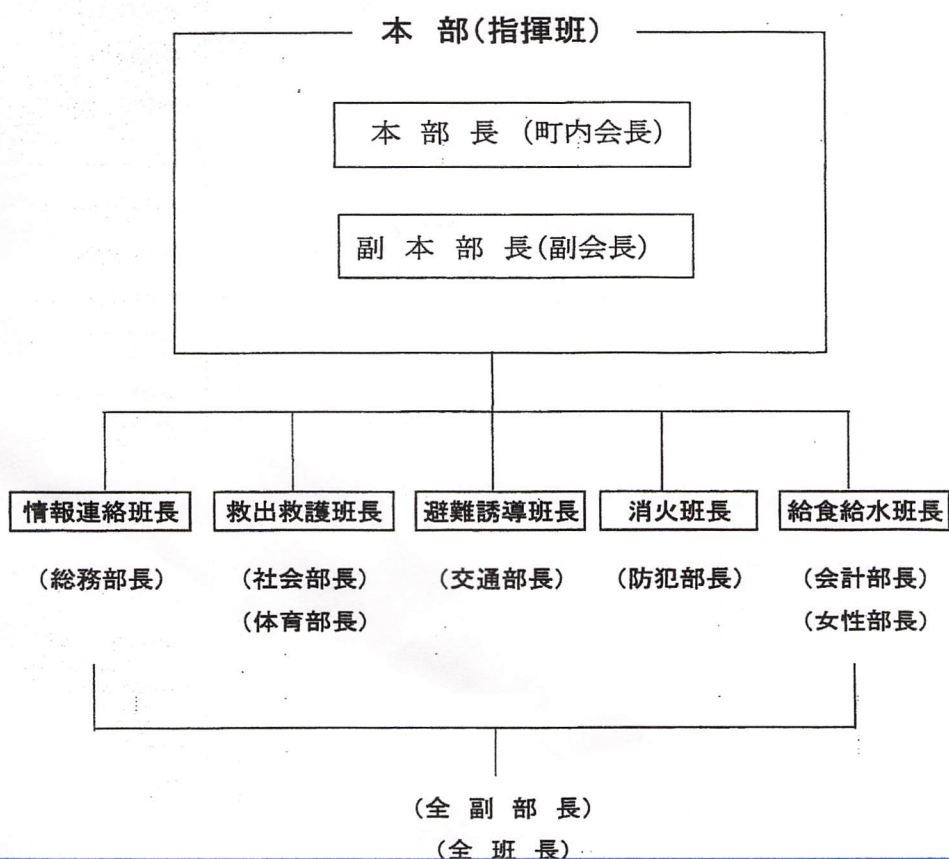
新さっぽろ町内会



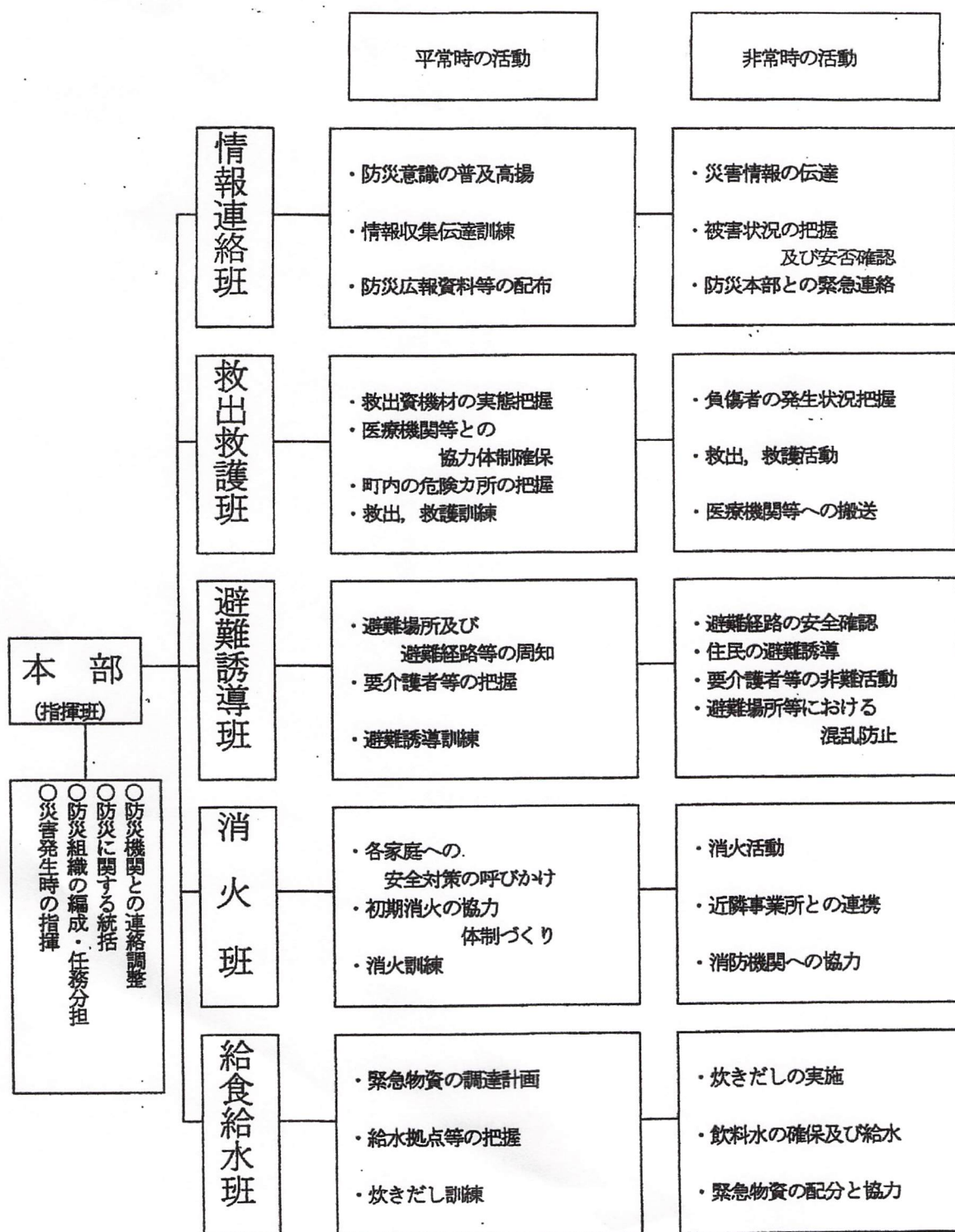
新さっぽろ町内会で作成・配付した小冊子の表紙

下野幌中央町内会自主防災計画

1. 自主防災組織図



2. 自主防災組織役割分担



はじめに

この自主防災計画は、大規模災害(地震、大水害)を想定したもので、地区の小規模災害(火災、浸水等)の防災行動は、各区の自主防災計画で対応する。

1. 指揮統制・運営

1) 町内会自主防災本部の所在地は、町内会会長宅とする。

但し、新札幌グランドハイツ集会所が使用可能な場合は、当集会所に開設する。

2) 各区の自主防災計画は、各区で定めるところによる。

3) 通信連絡網は、町内会役員名簿を活用する。

4) 平時の運営(防災訓練など)は、各区の自主防災計画による。

2. 災害に対する平素の備え及び災害発生時の心構え

厚別区役所発行の「区民のための防災行動ガイドブック」を参照して、予期せぬ時期に発生する災害に備えて被害を最小限に抑える。

3. 避難行動

1) 避難勧告、避難指示が発令された場合は、各役員は隣近所に声をかけ全員が無事に避難できるように誘導する。

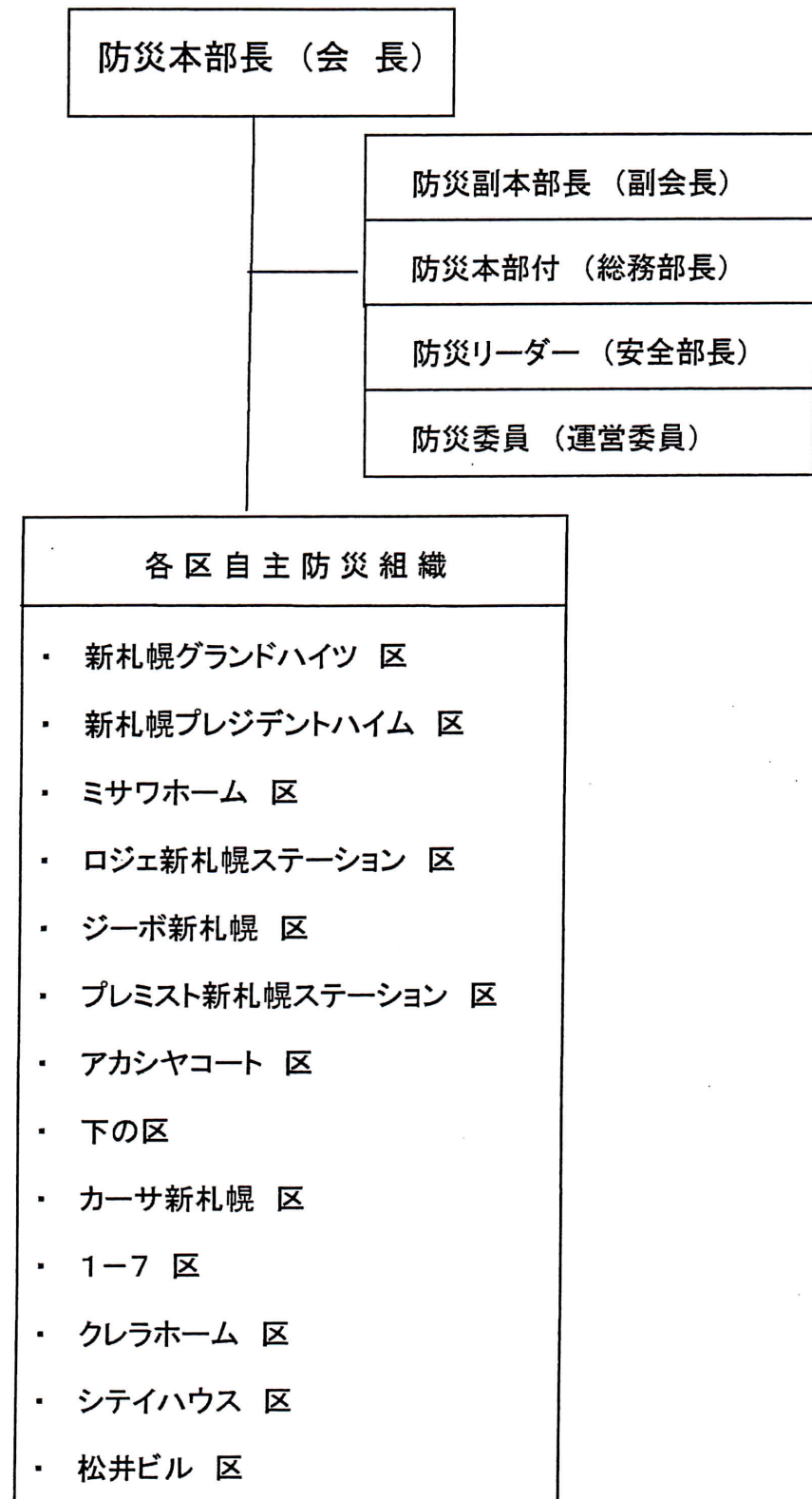
この際、要援護者、高齢者の避難については「防災・福祉支えあい組織」にもとづき、安全に避難誘導する。

2) じ後、役員は、最寄の避難所に集り避難所の運営に参加する。

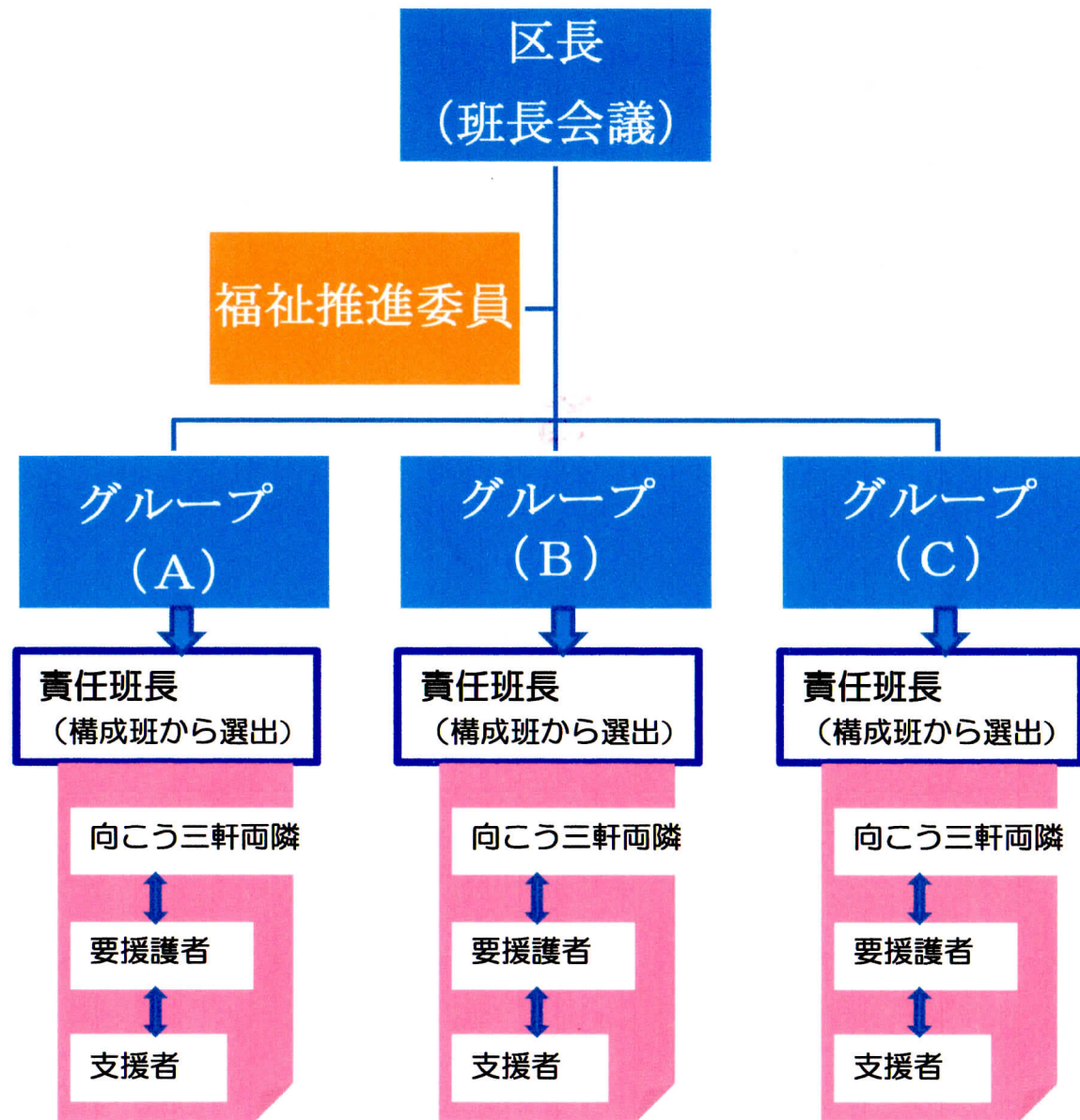
3) 近郊の避難所

- ・厚別区民センター ・厚別体育館 ・ひばりが丘小学校
- ・信濃小学校 ・もみじ台中学校 ・厚別信濃会館

4. 町内会自主防災組織



【type3：戸建住宅地区】



【留意事項】

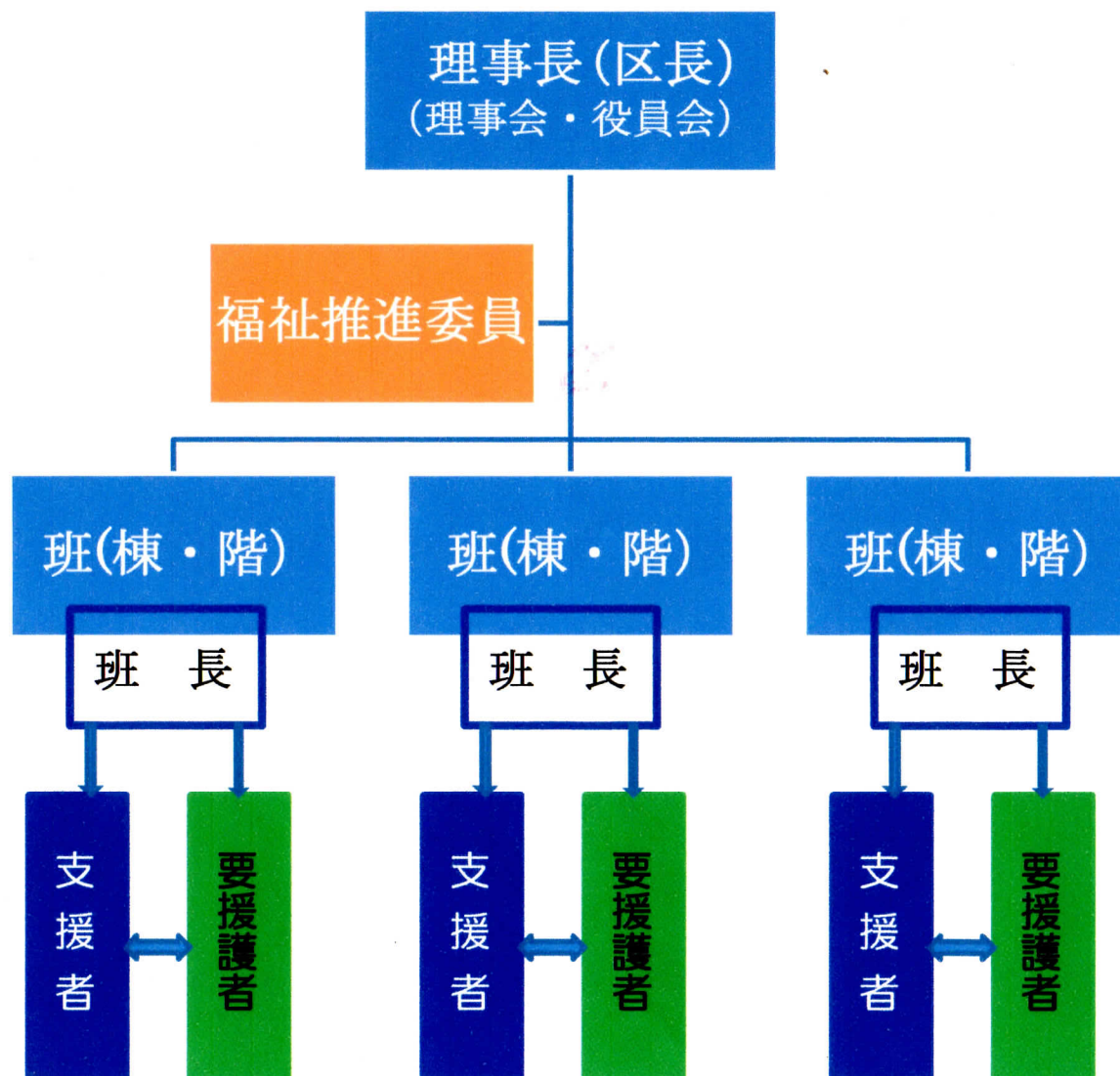
■ このタイプの実施体制の管理・運営は、区の「班長会議」で協議され、区長が全体を統括する。

■ 区担当福祉推進委員は、区長(班長会議)と密接な連携をとり、「要援護者」、「支援者」及び「協力者」等の状況を把握し、民生委員との連携の下に、区長(班長会議)に対して、指導・意見・要請活動を行う。

■ 「防災・福祉支えあい活動」の実施体制は、「要援護者」と「支援者」の個別組み合わせに拘泥することなく、『向こう三軒両隣』を基本とするグループを作り、グループ全体で活動を支える。

■ 「支援者」は、グループ活動の中核的な役割を担ってもらい、グループの構成単位は、「要援護者」と「支援者」を囲む「班」とする。

「防災・福祉支えあい活動」の実施体制組織図
【type1：マンション】



【留意事項】

■ 区担当福祉推進委員は、区の理事長(区長)・理事会(役員会)と連絡を密にするとともに、必要な場合には、理事長・区長に対し、意見・要請等を行う。

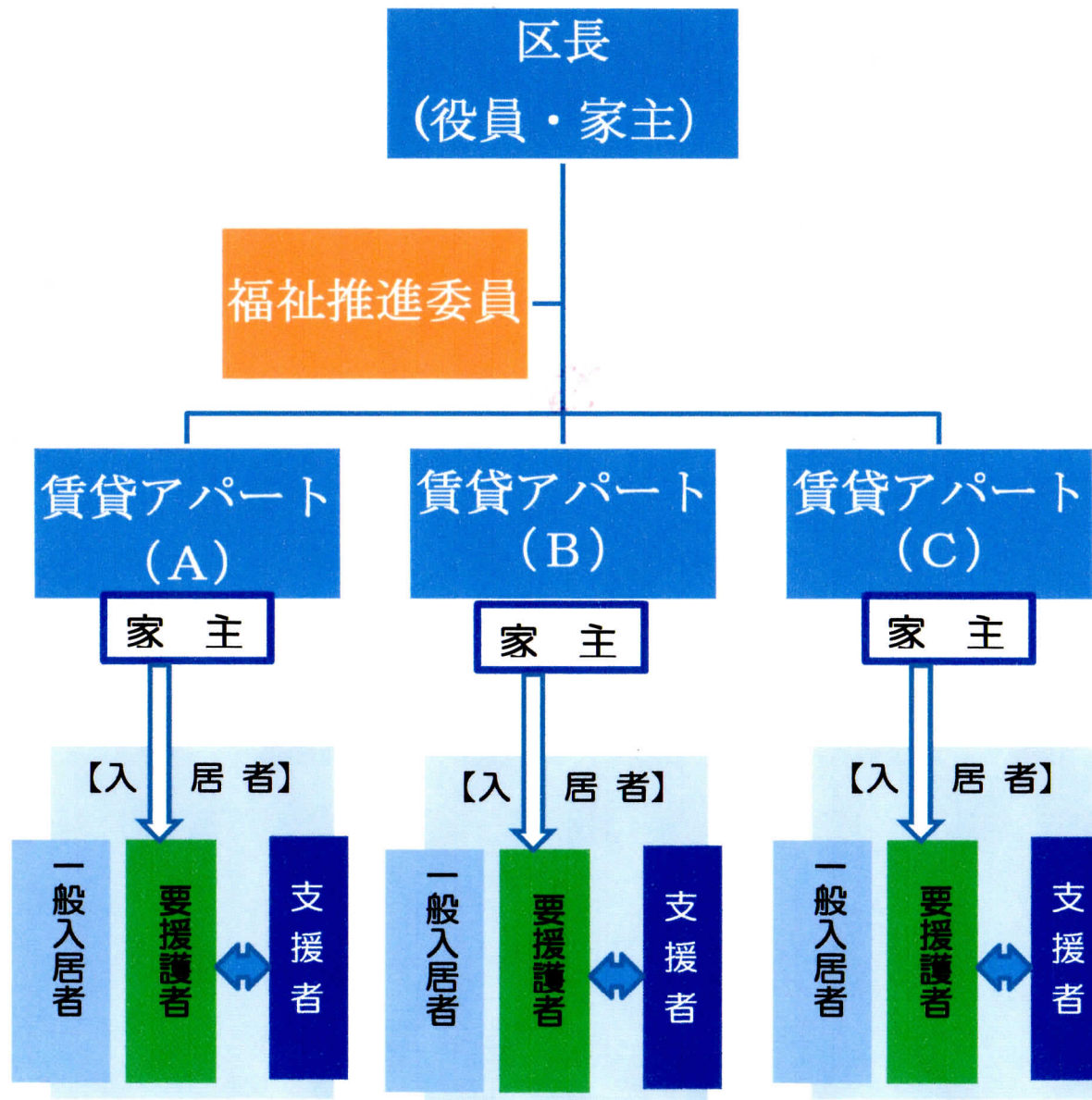
■ 事例図は、一般的な視点にたったのものであり、それぞれの区の実態に合った組織体制を検討することが肝要である。

■ 「要援護者」と「支援者」との関係とその【つきあい方】は、その区の状況に適応した、無理のない視点で検討されたい。

■ 区担当福祉推進委員は、「支援者」と「要援護者」の関係と状況を把握し、適切なアドバイスをするとともに、必要な場合は、民生委員に連絡し指導を受ける。

■ 区担当福祉推進委員は、担当区における「防災・福祉支えあい活動」の実施状況を、随時、新さっぽろ福祉推進委員会に連絡・報告する。

【type2：賃貸アパート】



【留意事項】

■ 福祉推進委員は、各賃貸アパートの家主（大家）及び区長と連絡を密にして、各賃貸アパートの入居者における「要援護者」と「支援者」の状況を把握する。

■ 各賃貸アパートにおける「要援護者」と「支援者」の状況については、その賃貸アパートの家主（大家）が把握・管理をし、必要に応じ、町内会役員又は地区担当福祉推進委員に連絡し、適切な対応を講じるものとする。